

事業復活支援金のお知らせ（個人事業者向け）

～新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業の継続・回復を支援～

＜申請サポート会場＞ オンライン申請が困難な方のために市独自でサポート会場を設けます

開設期間 令和4年2月9日（水）から4月27日（水）まで（予定）

※原則、毎週月・水・金曜日開設（変更となる場合があります）

※本支援金の申請期限は5月31日までですが、サポート会場の開設は4月27日までですのでご注意ください

開設時間 午前9時30分から午後4時30分（完全予約制）

場所 なはんプラザ 3階ギャラリー

予約先 **0198-41-3539**（花巻市役所商工労政課商業係）

※予約開始2月7日（月）から

利用前の準備 事業復活支援金ホームページにアクセスし、申請IDを発番、登録確認機能による事前確認を済ませた後、申請に必要な書類・申請補助シートを持参し、ご来場ください（詳細は裏面参照）

※申請IDの発番が難しい方は、ご予約の際にご相談ください

なお、以前に月次支援金が給付となった事業者は、申請IDの発番および登録確認機能による事前確認は不要です

留意事項

- ・利用者は、原則、花巻市内に本店もしくは主たる事業所を有する個人事業者に限ります
- ・申請サポートを受けながら自身で申請を行うものであり、給付を確約するものではありません
- ・事業復活支援金の返還が生じた場合や不給付となった場合、花巻市は一切の責任を負いません

＜事業復活支援金の制度概要＞

給付要件（①、②いずれも満たす事業者。業種は問いません。）

①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者

②令和3年11月～令和4年3月のいずれかの月（対象月）の売上高が、平成30年11月～令和3年3月の間の任意の同じ月（基準月）の売上高と比較して、**50%以上**又は**30%以上50%未満減少**した事業者

※売上高の計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国または地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金等（例：持続化給付金、家賃支援給付金、地域企業経営支援金、中小企業持続支援事業費補助金（市地代・家賃補助）など）は各月の事業収入から除きます

給付額

基準期間※の売上高 - 対象月の売上高 × 5か月分

※平成30年11月～平成31年3月、令和元年11月～令和2年3月、令和2年11月～令和3年3月のいずれかの期間（基準月を含み期間であること）

給付上限額 売上減少率△50%以上 **50万円**

△30%以上50%未満 **30万円**

申請期限

令和4年5月31日（火）まで（事前確認は5月26日（木）まで）

申請手順・必要書類は裏面へ

申請の手順（パソコン・スマートフォンによる申請）



申請用
ホームページ
QRコード

申請サポート会場をご利用の方は、申請IDの発番（①～③）、事前確認（④～⑤）を済ませた後、**申請に必要な書類・申請補助シートをご持参ください。なお、以前に月次支援金の給付となった事業者は、申請IDの発番（①～③）、事前確認（④～⑤）は不要です。**

申請
IDの
発番

- ①事業復活支援金ホームページへアクセスする。
 - ②「**仮登録（申請ID発番）する**」ボタンを押して、電話番号、メールアドレス等を入力し、**仮登録**する
 - ③入力したメールアドレス宛に本登録用メールが届いていることを確認し、**ログインID及びパスワードを設定**すると、**申請IDが発番**される
- ※申請IDの発番が難しい方は、ご予約の際にご相談ください

事前
確認

- ④書類を準備の上、**登録確認機関に事前確認を依頼**する
 - ⑤**登録確認機関の確認**を受ける
- ※「事業を実施しているか」、「給付対象等を正しく理解しているか」等を登録確認機関が事前に確認します。
- 市内の登録確認機関（2/8時点）**：花巻商工会議所(会員のみ)、東北銀行花巻支店(事業性融資先のみ)、花巻信用金庫本店及び市内各支店(取引先のみ)、行政書士なめとこ山の事務所(地域事業者のみ)、鶴田秀治税理士事務所(地域事業者のみ：有料)、高橋勝芳税理士事務所(顧問先のみ)、伊藤誠一郎税理士事務所(顧問先のみ)、工藤社会保険労務士・中小企業診断士事務所（地域事業者のみ）、阿部好成税理士事務所（地域事業者のみ）、行政書士加藤昭雄事務所（地域事業者のみ）

本申請

事前確認の期限は5月26日（木）まで

申請に必要な書類

① 確定申告書	収受日付印の付いた確定申告書の控え 【青色申告の場合】 ・確定申告書第一表 ・所得税青色申告決算書 【白色申告の場合】 ・確定申告書第一表	<table border="1"><thead><tr><th>基準期間</th><th>必要な確定申告書</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成30年11月～平成31年3月</td><td>平成30年分、令和元年分、令和2年分</td></tr><tr><td>令和元年11月～令和2年3月</td><td>令和元年分、令和2年分</td></tr><tr><td>令和2年11月～令和3年3月</td><td>令和元年分、令和2年分、令和3年分</td></tr></tbody></table>	基準期間	必要な確定申告書	平成30年11月～平成31年3月	平成30年分、令和元年分、令和2年分	令和元年11月～令和2年3月	令和元年分、令和2年分	令和2年11月～令和3年3月	令和元年分、令和2年分、令和3年分
基準期間	必要な確定申告書									
平成30年11月～平成31年3月	平成30年分、令和元年分、令和2年分									
令和元年11月～令和2年3月	令和元年分、令和2年分									
令和2年11月～令和3年3月	令和元年分、令和2年分、令和3年分									
② 売上台帳等	対象月の日ごとの売上および月間事業収入がわかる売上台帳等									
③ 宣誓・同意書	自署した宣誓・同意書（様式は事業復活支援金ホームページからダウンロードできます）									
④ 本人確認書類	運転免許証、マイナンバーカード、住民票＋パスポート、住民票＋健康保険証 など（有効期限にご注意ください。 住民票の有効期限は発行から3か月 です。）									
⑤ 通帳	支払先口座が確認できるもの									
【飲食店のみ】 ⑥ 営業許可番号がわかる書類	営業許可証の写し等									
【以前に月次支援金を受給した方のみ】 ⑦ ログインID・パスワードがわかる書類等	月次支援金のログインID・パスワードがわかるもの（月次支援金の申請補助シート等）									